

大野市制施行70周年記念式典開催に係る

公募型プロポーザル実施要領

大野市行政経営部総務課

本実施要領は、大野市制施行70周年記念式典開催業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で最良な事業者を選定するための方針及び手続について、必要な事項を定めたものです。

1 業務の名称

大野市制施行70周年記念式典開催業務

2 業務の目的

市制施行70周年という大きな節目を祝い、時代の変遷とともに、先人たちから継承してきた豊かな自然や産業、培われてきた歴史、文化、伝統、そして進取の気象と雪国特有のねばり強さで築き上げてきた功績を見つめ直し、郷土に対する愛着と誇りを深め、持続可能な大野市を考える機会とするため、7月1日に記念式典を開催します。

3 業務内容

(1) 式典オープニングで流す動画の制作

①テーマ「いつまでも、ともに」

人口減少や少子化、高齢化が急速に進んでいる大野市において、将来にわたって「持続可能なまちづくり」を実現するためには、市民や団体、企業、行政などが「協働」して、あらゆる方策に取り組むことが重要です。多様な主体が分野を超えて協働・連携し、「100年先も誇れる大野市」をみんなでつくり上げていく機会となるよう、70周年記念事業のテーマを設定しています。

②長さ：20分程度

③内容

民間で保有する大野市の映像や写真、市の保有する映像や写真を活用しながら、新たな映像を加えるなどして、この10年に起きたことや未来につながる活動などを動画にします。

(2) 会場設営及び当日の運営

①会場について

会場となる多田記念大野有終会館多目的ホールは体育館です。音響設備はありませんが、不十分な部分は持ち込みが必要となります。また、会場が広いため、全ての客席から制作した動画が観られるよう、プロジェクター、スクリーン（ディスプレイ）等を配置したいと考えています。なお、舞台上の投影にも利用します。

あいさつや祝辞は舞台上で行います。椅子や机、演台は備え付けの物が利用できます。

国歌斉唱の際の伴奏及びアトラクションの演奏は中学校に依頼済みであり、舞台上で行う予定です。

②運営について

当日の司会進行ならびに音響、映像の投影をお願いします。

なお、下記の作業を含みます。

- 1) オープニング映像の投影
- 2) 式典（舞台上）の投影
- 3) 表彰式（舞台上）の投影

(3) 履行期間及び契約形態

式典開催日時 令和6年7月1日（月）午前9時30分から正午まで
契約日から令和6年7月5日までを委託期間とする業務委託契約を予定

(4) その他

- ・ 6月26日から6月30日まで準備のため会場を使用できます。
- ・ 前日にリハーサルを行います。司会の方の派遣をお願いします。
- ・ 式典終了後の撤去については当日中をお願いします。

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）は次の金額とします。

業務委託費用 3,014千円

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであり、実施要領の配付の日から提案書提出日までの期間で次に掲げる全ての要件を満たすものとしす。なお、必要に応じて本市から確認書類の提出を求めています。

- (1) 令和 6・7・8 年度物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 受注候補者を決定する日までに、大野市発注工事等に係る暴力団の排除に関する要綱の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は受注者を決定する前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの構成手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 会社法施行前に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
 - オ 納めるべき税金を滞納している者

5 プロポーザルの実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の配付期間	令和6年4月22日（月）から 令和6年4月30日（火）午後5時まで
質問書の提出期限	令和6年4月30日（火）午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年5月2日（木）までに市ホームページで公表
参加表明書提出期限	令和6年5月8日（水）まで
参加資格審査結果通知	令和6年5月9日（木）までに発送
企画提案書等の提出期限	令和6年5月13日（月）まで
事業者選定審査委員会 （ヒアリング・プレゼン）	令和6年5月中旬
審査結果の公表及び通知	令和6年5月中旬
契約の締結	令和6年5月中旬

※日程については、応募状況、選定経過等により変更となることがあります。

6 実施要領等の配付

- (1) 配付期間 令和6年4月22日（月）から4月30日（火）午後5時まで
- (2) 配付場所 大野市公式ホームページに掲示

7 参加表明書の提出方法

- (1) 提出物（すべてデータ提出可）
 - ア 参加表明書（様式1）※代表者印を押印したもの（スキャンデータ可）
 - イ 会社概要
 - ウ 業務実施体制
- (2) 提出先 後述の問合せ先
- (3) 受付期間 令和6年4月22日（月）から5月8日（水）午後5時まで
- (4) 提出方法 メールもしくは郵送で提出すること。なお、郵便事故等については市はその責めを負わないこととします。
- (5) 提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時とし、郵送による提出は、令和6年5月8日必着とします。
- (6) 参加資格審査結果の通知
参加資格審査は随時行い、令和6年5月9日（木）までに参加者宛てに随時審査結

果を電子メール等により通知します。

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり質問書（様式2）を提出してください。なお、質問に対する回答は、本プロポーザルの参加資格を有する者がした質問にのみ回答します。

- (1) 提出先 後述の問合せ先
- (2) 提出期間 令和6年4月22日（月）から4月30日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法 質問書（様式2）に記入のうえ、電子メールで提出してください。
- (4) 質問書に対する回答は、令和6年5月2日（木）までに大野市公式ホームページにて公表します。
- (5) その他
 - ア 提出期間後の質問及び質問書の様式によらない質問は受け付けません。
 - イ 審査事項に該当する質問や他の事業者若しくはその提案内容に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じません。
 - ウ 質問書に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

9 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し参加資格を有する事業者は、企画提案書等を次のとおり提出してください。

- (1) 提出物（すべてデータ提出可）
 - ア 企画提案書
 - イ 見積書 ※代表者印を押印したもの（スキャンデータ可）

なお、ファイル形式はPDFとすること。

※記載内容は、仕様書等を理解した上で「10 提出書類に係る留意事項」に基づいて記載してください。
- (2) 提出期限 令和6年5月13日（月）
- (3) 提出先 後述の問合せ先
- (4) 提出方法 メールもしくは郵送で提出してください。郵送する場合は、簡易書留

郵便など配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出してください。

なお、郵便事故等について市はその責めを負わないこととします。

(5) 提出期限 令和6年5月13日必着とします。

10 提出書類に係る留意事項

No.	提出書類名	留意事項
1	参加表明書 (様式1)	
2	会社概要	会社概要、営業所表、連携会社の概要等、保有するスタッフの状況、同様の業務実績【事業(業務)名、発注者(官公庁、民間企業等)、事業(業務)内容、請負金額、契約期間、事業成果等】を簡潔に記載及び関係資料を添付してください。
3	業務実施体制	本業務の業務執行体制や業務実施上の配慮事項、配置予定者の経歴及び担当技術者の経歴等の状況を簡潔に記載してください。 ※本業務を複数の企業で行う場合は、関係企業においても状況を簡潔に記載してください。
4	質問書 (様式2)	質問事項、質問内容を簡潔に記載してください。
5	企画提案書 ※A4版 複数枚可 ※パワーポイント形式でも可	A4版、横書きとし、簡潔にまとめてください。 本企画提案書は、企画提案重視の審査を目的に、審査会において審査を行う際、複数の企画提案書を容易に比較できるようにするためのものです。 記載内容は、業務仕様書に基づき、以下の項目について作成してください。 (項目) 企画提案内容 ア 業務の実施スケジュール イ 動画制作企画案 ウ 式典運営の企画案
6	見積書	A4版とし、見積書に詳細な「積算内訳書」を添付してください。

1.1 審査及び選定

審査は、本市に設置する「大野市制施行70周年記念式典開催業務に関する提案事業者審査委員会」（以下、「審査会」という。）において行います。

審査は、企画提案書の内容についてのプレゼンテーション及びヒアリング内容を総合して評価することで行うこととし、評価結果に基づき、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者を受注候補者として選定します。

1.2 契約に関する特記事項

(1) 契約締結交渉

受注候補者に選定された事業者と本市は、契約締結交渉を行います。なお、この交渉に参加した事業者が辞退した場合は、次点候補者と交渉を行います。

なお、本市は、交渉が成立した事業者を受注者とします。

(2) その他

契約についての詳細な手続は、法令及び本市の規則等の定めるところにより、別途指示します。

1.3 失格条項等

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、当該参加者の提案を失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類に重大な虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、本市職員に評価項目等、内部情報提供の援助を求めたとき
- (6) 提案書等の提出期限以降において、大野市競争入札参加資格者指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) 審査委員会に正当な理由なしに参加しなかった場合

1 4 その他

- (1) 事業者は、一つの提案のみを行ってください。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせ、異議申立てを受け付けません。
- (4) 本業務の提案に要する一切の経費は、事業者の負担とします。
- (5) 本市から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、事業者は速やかに提出してください。
- (6) スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案事業者へ通知します。
- (7) 次のいずれか該当する提案は、無効とします。
 - ア 本実施要領に示した参加資格要件に適合しない事業者が行った提案
 - イ 提出書類等に虚偽の記載がある提案
 - ウ その他本実施要領で示した内容に適合しない提案
- (8) 提案事業者が1事業者の場合は、規定の審査を経た上で審査会の協議により受注候補者とするか決定します。
- (9) 提出された企画提案書等について、大野市情報公開条例(平成16年条例第4号)に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となりますが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があります。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出てください。

1 5 問い合わせ先

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

大野市行政経営部総務課 担当 北村・寺西

電話：0779-64-4822

E-mail：soumu@city.fukui-ono.lg.jp

大野市公式ホームページ URL：http://www.city.ono.fukui.jp